

北上市汚水処理施設規則の一部を改正する規則

北上市汚水処理施設規則（平成8年北上市規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(準用規定)</p> <p>第4条 前2条に規定するもののほか、汚水処理施設の管理については、<u>北上市下水道規則（平成8年北上市規則第22号）第2条から第10条まで及び第13条の規定を準用する。</u>この場合において、<u>同規則中「公共下水道」とあるのは「汚水処理施設」と読み替えて適用する。</u></p> <p>2 前項の規定により準用する<u>北上市下水道規則</u>の規定に基づく汚水処理施設に関する申請書等の様式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>水質管理責任者選任（変更）届（様式第7号）</u></p> <p>(6) <u>除害施設設置（休止・廃止・変更）届（様式第8号）</u></p>	<p>(準用規定)</p> <p>第4条 前2条に規定するもののほか、汚水処理施設の管理については、<u>北上市下水道規程（平成26年北上市下水道事業管理規程第13号）第2条、第6条から第8条まで、第13条、第15条から第16条まで、第19条及び第23条の規定を準用する。</u>この場合において、<u>第2条中「条例」とあるのは「条例第4条の規定により準用する北上市下水道条例（平成7年北上市条例第43号）」と、第6条から第8条まで及び第13条第1項中「条例」とあるのは「条例第4条の規定により準用する北上市下水道条例」と、第13条第2項中「条例」とあるのは「北上市下水道条例」と、第15条から第17条まで、第19条及び第23条中「条例」とあるのは「条例第4条の規定により準用する北上市下水道条例」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定により準用する<u>北上市下水道規程</u>の規定に基づく汚水処理施設に関する申請書等の様式は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号 削除

様式第8号を次のように改める。

様式第8号 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。